

社会福祉法人呉同済義会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人呉同済義会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、職務における出張及び交通費については旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うものとする。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、次の通りとする。

常務理事 月額 200,000 円

(2) 賞与については、次の通りとする。

6月賞与 報酬月額 × 2.0

12月賞与 報酬月額 × 2.9

(3) 退職手当については、財団法人 広島県民間社会福祉事業従業者互助会及び社会福祉施設職員退職手当共済法により、独立行政福祉医療機構から退職金を支給する。

(4) 扶養手当及び通勤手当については、給与規程 第12条の規定に準ずる額

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬について、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員に対する交通費は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人の申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。